

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度			
条 例 名	神奈川県文化財保護条例					
条 例 番 号	昭和 30 年神奈川県条例第 13 号	法 規 集	第 14 編第 6 章			
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局生涯学習文化財課					
条 例 の 概 要	文化財保護法（以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定めている。					
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考			
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	この条例は、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高い文化財の保存及び活用を図り、もって県民の文化的向上と我が国の文化の進歩に貢献することを目的として、法第 182 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣の指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存し、かつ、県にとって重要な文化財の保存及び活用に関する事項を定めたものである。 現在、この条例に基づき、国と相まって、適切に文化財の保存及び活用が図られており、必要な条例である。				
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	我が国の文化財保護施策体系の中で県の役割を果たすために定めた条例である。具体的には、法と同様に、文化財の指定制度を設け、現状変更等の行為については許可制度を採用するとともに、修理等を行う場合には補助金を交付するなど、条例の目的を果たすための規定が整備されており、有効に機能している。	年度	20	19	18
			指定	2	4	2
			許可	28	19	26
			補助	44	47	46
			※数字は、県指定文化財の当該年度の許認可等の件数			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	文化財の保存及び活用を図るため、現行法体系に基づく、国・県・市町村それぞれの役割分担の下で、法や市町村の条例との整合を図りながら、効率的な運用がなされている。				
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」においては、文化財の継承と発展を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。				
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	法に基づき、県にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。				
	その他					
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項			
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。				
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無			